

東京経済大学学術研究センター規程

(設置)

第1条 専任教員の研究及び本学と学外諸機関との共同研究の発展を図るため、本学に学術研究センター(以下「センター」という。)を置く。

(センターの行う事業)

第2条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 学内資金及び外部資金の援助を受けて本学教員が個人として行う研究、若しくはグループとして実施する共同研究及び学外諸機関との提携研究プロジェクト等(以下「プロジェクト」という。)への支援
- (2) 各プロジェクトの実施環境の整備
- (3) 国際シンポジウム、学術フォーラム等の実施
- (4) プロジェクト及び国際シンポジウム、学術フォーラム等の成果の公表に関すること
- (5) プロジェクト研究所に関すること
- (6) その他センター運営上必要な事項

(センター長、副センター長及びセンター運営委員会)

第3条 センターの管理運営のため学術研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 センターに学術研究センター長(以下「センター長」という。)を置き、研究委員長がこれにあたる。
- 3 センター長は、センターを統括する。
- 4 研究副委員長が置かれている場合は、学術研究副センター長(以下「副センター長」という。)を置き、研究副委員長がこれにあたり、センター長を補佐する。ただし、研究副委員長が置かれていない場合には、この限りではない。
- 5 センター長に事故あるときは、研究委員の中から、毎年度あらかじめ互選により選出された研究委員長代行がその職務を代行する。ただし、副センター長が置かれている場合には、副センター長がその職務を代行する。
- 6 センター運営委員は、研究委員がこれを兼任する。

(センター運営委員会の業務)

第4条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) プロジェクト申請の受付及び審査
- (2) センターが受け入れたプロジェクトの研究成果の公表
- (3) プロジェクト研究所の設置及び廃止等に関すること

- (4) その他センターの管理運営に関すること
- 2 運営委員会は、センター長が招集する。

(プロジェクト等の種類)

第5条 センターは、運営委員会の承認を得た以下の個人研究プロジェクト、共同研究プロジェクト及びプロジェクト研究所について取り扱う。

- (1) 公的(民間公益法人を含む)研究助成金による個人研究プロジェクト
- (2) 公的(民間公益法人を含む)研究助成金による共同研究プロジェクト
- (3) 学内共同研究プロジェクト
- (4) 他大学・他研究機関・行政・企業等との共同・提携研究プロジェクト
- (5) 学外からの受託研究プロジェクト
- (6) 必要に応じて開催されるシンポジウム・研究セミナー等のプロジェクト
- (7) プロジェクト研究所

(プロジェクトの運営)

第6条 プロジェクトの受け入れは、次の手続きによる。

- (1) 前条第1号、第2号、第3号及び第5号のうち、研究資金の授受が本学をとおして行われるもの、及び前条第4号については、運営委員会に申請し、その承認を得なければならない。ただし、前条第2号、第3号及び第5号については、研究資金の授受が本学をとおさない場合であっても運営委員会に申請することができる。
 - (2) 前条第1号及び第3号のうち、本学「研究助成費制度規程」に基づく個人又は共同研究プロジェクトについては同規程の定めるところによる。
 - (3) センターは、プロジェクトを受け入れたときは代議員会に報告しなければならない。
- 2 プロジェクト・メンバーとして他大学教員・本学及び他大学の院生・学部生、プロジェクト遂行に必要と認められる専門家等を参加させることができる。
- 3 学内資金(共同研究助成費)、公的資金、学外資金の運用・管理・執行に関しては、別に細則を定めるほか、本学「経理規程」による。ただし、プロジェクトごとに収支計算書を作成しなければならない。
- 4 プロジェクトの運営にあたっては、センターの指示に従わなければならない。
- 5 前条第4号及び第5号については、別途「倫理基準」を作成する。また、その運用のために、「学外提携研究取扱規程」及び「学外提携研究細則」を別に定める。
- 6 前条第7号については「プロジェクト研究所規程」を別に定める。

(研究活動報告書・研究成果の公表)

第7条 各プロジェクトの研究活動は、年度末ごとにセンターに研究活動報告書を提出し、センターが毎年刊行する「学術研究センター年報」に公表しなければならない。

- 2 研究成果は、「学術研究センター年報」に公表しなければならない。ただし、学内及び学外の学術雑誌又は他の発行媒体(単行本、CD—ROM等)に掲載された研究発表をもって代えることができる。この場合も研究成果の趣旨をセンターに提出し、「学術研究センター年報」に掲載する。
- 3 センターが主催する国際シンポジウム及び学術フォーラム、研究セミナー等において発表された報告・論文や討議内容などは、「学術研究センター年報」に掲載する。
- 4 プロジェクトからの申請に基づき、審査の上「学術研究センター年報」の別冊として研究会用のワーキングペーパー、インタビュー記録、学術資料等の印刷発行を援助することができる。
- 5 国内及び国外の学会等での本学教員の研究報告ないし講演の全文ないし要約を運営委員会の議を経て「学術研究センター年報」に掲載できるものとする。

(センターの事務)

第8条 各プロジェクト活動の連絡・管理・情報収集、その他センターの事務は、学務部研究課がこれにあたる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て代議員会で決定し、理事会の承認を得る。

付 則

この規程は、2000年(平成12年)5月24日から施行する。

付 則

1 この規程は、2001年(平成13年)4月1日から改正施行する。

2 経過措置として、2001年(平成13年)4月1月就任の副センター長の任期は、2001年(平成13年)4月1日から2002年(平成14年)3月31日までとする。

付 則

この規程は、2004年(平成16年)5月13日から改正施行する。

付 則

この規程は、2006年(平成18年)9月21日から改正施行する。

付 則

この規程は、2007年(平成19年)4月1日から改正施行する。